

3. 全日本ろうあ連盟の教育への展望

豊かな表現力と自由な想像力と行動力、
そして高い志を子どもたちに

全日本ろうあ連盟教育・文化委員会委員長
ろう教育を考える全国協議会事務局長 西滝 憲彦



はじめに

教育の目的を私の言葉で述べるとタイトル『豊かな表現力と自由な想像力と行動力、そして高い志を子どもたちに』のとおりです。知識を身につけ論理明晰であることはもちろんですが、自分の気持ちやいろんな状況を伝えるためには「豊かな表現力」、すなわち、言葉の力が必要です。言葉はもちろん手話であってもいいのです。先のことを考え、予測し、準備できるように「自由な想像力」も欠かせません。そして、夢に向かって「行動する力」もつけてほしいです。大きな志を持った子どもを育てることを教育に期待したいです。

いま大阪で

大阪市立ろう学校は1933年、文部大臣により「全国各聾学校に於いては聾児の口話教育に奮励努力し…」との訓示が行われた際、当時の高橋潔校長が手話の大切さを熱心に訴え、以来、手話・口話、さらには指文字を交えつつ、一人一人の子どもを大切に育てる教育が展開されてきたという誇るべき歴史を持つろう学校です。教師陣も指文字考案者の大曾根源助、模範的な手話表現者である藤井東洋男・藤本敏文・福島董などに育まれ、大家善一郎や松本晶行などの英才を輩出させました。また、全日本ろうあ連盟創立時から本部を大阪市立ろう学校

に置き、ろう者の社会的地位の向上と権利擁護の取り組みを強力に支えた大阪市立ろう学校の果たした役割は全日本ろうあ連盟70年の歴史に特筆されるべきものです。

しかし、大阪府市統合本部は、ろう学校を含むすべての大阪市立特別支援学校を、2016年4月に府に移管する計画を進めています。移管を決めるのは議会ですが、審議はこれからです(9月の大阪市会に移管のための条例提案がされる見込みです)。

ろう教育の専門性

大阪の状況は手話教育が脅かされるのではないかとの危惧を感じさせています。その前兆は昨年の教員の人事異動で10年以上在籍の教員の半数近くが強制的に異動させられました。私は人事当局にNPO法人ろう教育を考える全国協議会の「ろう学校の専門性向上のために(提言)」を提出し、大阪市が聴覚障害の子どもたちに生きる力を育てようとするなら手話の堪能な教師を含む強制移動はすべきでないことを訴えました。前述の(提言)では次のように専門性について述べています。

『手話と日本語の二つの言語の習得を支援することがろう学校の言語指導の目的であり、そのためには、コミュニケーションを通しての情緒・認知・言語の発達や、手話と日本語の言語的構造の違いなどを理解している必要がある。また個々の子どもの聴力、認知力、情緒的特

性、家庭環境、コミュニケーション・言語の発達状況等を把握し、それに見合った適切な指導・支援方法を計画・実行する能力が求められる』

『日本語指導の方法は、学校により異なるが、「豊かなコミュニケーションを土台とする」点は変わらない。ろう学校における教師と子どもとの会話、子ども同士の会話において、(略)すべての子どもに共通するコミュニケーション手段は手話である。したがって、教師には、子どもの手話表現を理解し、子どもにわかるように、手話を適切に使用し、さらには、手話コミュニケーションを基礎として、日本語を指導する能力が求められる。(略)これまでの(聴覚)口話法の時代と大きく異なる点で、ろう教育における専門性として、手話能力が大きなウェイトを占めるようになった点は、重く受け止めなければならない』。そのためにも専門性を有する教員の異動は慎重に対応されるべきです。豊かな表現力、すなわち、言葉の力を育てる教師の存在を教育行政は過小評価してはなりません。

ろう教育を前進させる
手話言語法制定

障害者権利条約第24条では「手話の習得およびろう社会の言語的なアイデンティティーの促進を容易にすること」「その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること」「手話又は点字についての適格性を有する教員(障害のある教員を含む)を雇用するための並びに教育の全ての段階において教育に従事する専門家及び職員に対する訓練を行うための適切な措置をとる」と、言語としての手話を尊重した教育を求めています。私は、言語と

しての手話を教育の中で大いに生かし、手話に通じた教員の養成・専門性の向上を図ることが大切であるという考えのもと、文科省の特別支援教育のあり方に関する特別委員会ワーキンググループの場で、「学校生活の中で、子どもと子ども、子どもと教職員などが『自由な会話』『わかる授業』を通し学び育っています。聴覚障害児にとっては『自由な会話』『わかる授業』に障害があることを直視し克服する手立てを整備しなければならない」と訴えました。また、手話を知らないときは家庭の中でも父母兄弟との会話もなく、近所の子どもと遊ぶこともない日々を過ごしていたこと、手話を覚え、周囲に教え、会話を可能にしていく取り組みの中で成長できたことを話しました。個人の努力ではなく、子ども会や児童デイサービスなどを通して聴覚障害児のニーズをつかんだ適切な支援が求められています。

現在、全日本ろうあ連盟は権利条約の見地から「手話言語法」制定運動を全国展開しています。この運動の特徴は、法案のすべて(条文や意見書、さらには都道府県市町村条例モデル案まで)について各方面の意見を聞き作成したこと、政権与党との密接なコミュニケーションと相互信頼をもとに進めようとしていること、そして、手話教育を実現させるためのプログラム作りに着手したこと。①ろう学校で手話が学べるように、カリキュラムの作成、教材の作成の作業を始める。②地域の学校でも手話が学べるように学習の手引書を作成する計画を進める。③一般市民が手話および聴覚障害について学べるよう全国実態調査を通して学習資材や教材・カリキュラム作成作業を進める。以上、三つの作業を完成させることが、ろう教育においても、地域の初・中等教育や社会教育においても、手話を言語としてしっかり国民に浸透させる道であると考えています。